

賃貸住宅入居者に必要な補償をひとつにパッケージ。

適用料率：2019.10

# ミニミニライフサポートの 入居者補償制度 リビングプロジェクト総合保険

ミニミニライフサポートの会員は、以下の火災保険の  
被保険者（保険金受取人）となります。

地震保険付き

## ● 家財の損害の補償 [損害保険金]

下記の事故で保険の対象である家財に損害が生じたときに損害保険金をお支払いします。

① 火災 ② 落雷  
③ 破裂・爆発



④ 建物外部からの物体の  
落下・飛来・衝突・倒壊



⑤ 給排水設備に生じた事故  
または他の戸室で生じた  
事故による  
水濡れ



⑥ 騒擾・労働争議に伴う  
暴力行為・破壊行為



### ⑦ 水災

保険の対象の損害額が再調達価額の30%以上の場合、あるいは床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り損害が生じたとき



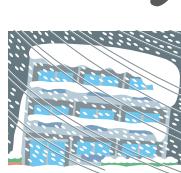
⑧ 家財・通貨等・  
預貯金証書・  
乗車券等の盗難



⑩ ①～⑨以外の  
偶然な事故による  
破損・汚損等

(1回の事故につき30万円限度、  
自己負担額1万円)

⑨ 風災・電災・  
雪災



### 引越し中家財損害保険金

本制度の対象となる借用戸室から日本国内の転居先の建物への運送中に生じた家財の損害を補償します。

※水災ならびに通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難の場合を除きます。

※破損・汚損等は30万円限度。

※すべての事故に自己負担額1万円。

※本制度の対象となる借用戸室へ入居する際の引越し中に生じた損害は対象外です。

## 損害保険金のお支払いは…

### 再調達価額(同等の家財を再取得するのに要する金額)を基準に、実際の損害額をお支払いします。

※保険金額がお支払いの限度となります。

※貴金属、宝石、美術品等で、1個、1組または1対での損害額が市場価格基準で30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなして損害保険金をお支払いします。

## ● 事故にともなう諸費用もお支払いします [費用保険金]

### ● 臨時費用

損害保険金が支払われる場合（通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難の場合を除きます）に、事故のために臨時に生ずる費用に対してお支払いします。

### ● 地震火災費用

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が全焼または家財を収容する建物が半焼以上になったときにお支払いします。

### ● 残存物取片づけ費用

損害保険金が支払われる場合（通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難の場合を除きます）に、損害を受けた家財の残存物の取片づけに必要な費用に対してお支払いします。

### ● 水道管修理費用

本制度の対象となる借用戸室の専用水道管が凍結により損壊し、自己の費用で修理したときに、修理費用をお支払いします。

### ● 失火見舞費用

本制度の対象となる借用戸室内で発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物を滅失、損傷、汚損させた場合に、それによって生ずる見舞金等の費用に対してお支払いします。

### ● 鍵取替え費用

盗難により損害保険金が支払われるとき、または本制度の対象となる借用戸室から持ち出された出入口の鍵が日本国内で盗取されたときに、ドアロックの交換費用をお支払いします。

## ● 充実したセット特約でさらに安心 [自動セット特約]

### 賠償責任・修理費用

#### 個人賠償責任

(お支払い事例)  
洗濯機の水があふれて  
階下の入居者の家財を  
水浸しにした。



#### 借家人賠償責任

(お支払い事例)  
火災を起こし、家主さんに  
賠償しなければならなくなつた。



#### 修理費用

(お支払い事例)  
台風で物が飛んできて  
窓ガラスが割れ、自己の  
費用で修理した。



## ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと

## 概要

- ・入居者補償制度（以下「本制度」といいます）は、「ミニミニライフサポート」の運営会社（以下「弊社」といいます）が保険契約者となって、Chubb 損害保険株式会社（以下「チャブ保険」といいます）との間で締結した損害保険契約に基づいています。
- ・ミニミニライフサポートの会員（以下「会員」といいます）は、当該保険契約の被保険者（保険金受取人）となります。
- ・本制度の保険料相当額（下表に記載のとおり）は、ミニミニライフサポートの会員に含まれています。
- ・本制度の保険証券は、弊社が保管し、会員には交付されません。
- ・会員は、保有する家財の実態に応じて、別途火災保険に加入することができます。詳しくは下記の「取扱代理店」までご連絡ください。
- ・本制度は、会員期間中に補償を提供するものです。会員でなくなった場合は補償が終了します。
- ※ 退去等によって補償が終了した場合、解約等の手続きは必要ありません。

## 補償内容など

- ・パンフレットおよびこの書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましてはチャブ保険ホームページ、「リビングプロテクト総合保険」ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）2019年10月1日以降保険始期契約用をご参照ください（<https://www.chubb.com/jp-yakkan>）。冊子約款をご希望の場合は、下記の「取扱代理店」にご連絡ください。
- ・地震保険、事故被害者弁護士費用補償特約、賃借・引越し費用補償特約のセットの有無は、下記のとおりです。

## 事故発生時

- ・本制度で補償される損害が生じた場合は、下記「事故のご連絡先」へご連絡ください。
- ※ 事故が発生した場合には、損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- ※ 損害保険金および費用保険金の請求権は、事故による損害が発生した日の翌日から起算して3年を経過した場合、時効により消滅します。

## 保険金額・支払限度額と保険料相当額

地震保険セット：あり  
事故被害者弁護士費用セット：なし  
賃借・引越し費用セット：なし

料率区分 ①	建物構造 ②	〈家財・地震〉保険金額			
		専有面積:40m <sup>2</sup> 未満		専有面積:40m <sup>2</sup> 以上	
		家財 (破損・汚損等:30万円限度、 自己負担額1万円)	地震	家財 (破損・汚損等:30万円限度、 自己負担額1万円)	地震
A	イ	359.8万円	142.9万円	489.2万円	193.6万円
	ロ	321.2万円	128.8万円	442.1万円	180.6万円
B	イ	340.3万円	147.6万円	473.5万円	189.9万円
	ロ	270.6万円	109.1万円	402.9万円	158.5万円
C	イ	349.9万円	145.5万円	481.3万円	191.6万円
	ロ	300.9万円	128.5万円	426.4万円	172.9万円
D	イ	328.7万円	128.5万円	449.9万円	184.5万円
	ロ	248.6万円	100.2万円	382.2万円	148.9万円
E	イ	319.3万円	124.5万円	442.1万円	174.5万円
	ロ	233.7万円	93.5万円	359.8万円	141.7万円
F	イ	310.0万円	128.1万円	434.3万円	175.7万円
	ロ	233.7万円	93.5万円	359.8万円	141.7万円
G	イ	300.9万円	111.9万円	410.7万円	166.1万円
	ロ	192.7万円	80.4万円	300.9万円	121.7万円
H	イ	300.9万円	111.9万円	410.7万円	166.1万円
	ロ	187.1万円	73.8万円	270.6万円	109.9万円
I	イ	266.2万円	104.2万円	392.5万円	158.1万円
	ロ	192.7万円	80.4万円	300.9万円	121.7万円
J	イ	300.9万円	120.4万円	418.6万円	170.4万円
	ロ	219.8万円	89.6万円	340.3万円	138.2万円
K	イ	219.8万円	88.5万円	340.3万円	136.5万円
	ロ	181.5万円	72.3万円	266.2万円	103.2万円

## ① 地震の地域別料率

A	岩手 群馬 長野 岡山 佐賀	秋田 富山 滋賀 広島 長崎	山形 石川 鳥取 山口 熊本	栃木 福井 島根 福岡 鹿児島
B	福島			
C	北海道 京都	青森 兵庫	新潟 奈良	岐阜
D	宮城 宮崎	山梨 沖縄	香川	大分
E	愛媛			
F	大阪			
G	茨城			
H	徳島 高知			
I	埼玉			
J	愛知 三重	和歌山		
K	千葉 東京	神奈川 静岡		

## ② 建物の構造

イ構造	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨不燃材造など
ロ構造	木造(2×4工法を含む)・ 木造不燃材料造など

〈特約〉支払限度額		
個人賠償	借家人賠償	修理費用
1億円	2,000万円	100万円

保険料 相当額 (月額)	専有面積: 40m <sup>2</sup> 未満	770円
	専有面積: 40m <sup>2</sup> 以上	950円

適用料率：2019.10

## お問い合わせ・事故のご連絡先

&lt;保険契約者&gt;



株式会社ミニミニ神奈川

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-15  
太田興産新横浜ビル2F  
TEL 045-477-3238 FAX 045-477-3108

## 取扱代理店

株式会社ミニミニ神奈川

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-15 太田興産新横浜ビル2F

## 引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険）

〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山

[www.chubb.com/jp](http://www.chubb.com/jp)